

桜井市地域ブランド認定推進委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の優れた地域資源を地域ブランドとして認定し、その販売を支援するとともに地域ブランドの情報発信を通じて地域経済の活性化を図り、観光振興に結び付けることでまちの魅力を向上させ、本市のイメージアップにつなげることを目的として設置する桜井市地域ブランド認定推進委員会（以下「委員会」という。）について、桜井市附属機関設置条例（平成25年6月桜井市条例第8号）第2条の規定に基づき、その組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 桜井市地域ブランドの認定及び開発の推進に関すること。
- (2) 桜井市地域ブランドの情報発信に関すること。
- (3) 桜井市地域ブランドの販売支援に関すること。
- (4) 桜井市地域ブランドに関する調査及び研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、桜井市地域ブランド及び地域振興に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 桜井市商工会が推薦する者
- (3) 桜井市観光協会が推薦する者
- (4) 奈良県農業協同組合が推薦する者
- (5) 桜井木材協同組合が推薦する者
- (6) 商品の開発又は販売に関するアドバイザー等の経験を有する者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり部観光まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。